

# 宮城県図書館蔵涌谷伊達家文書について(五)

—— 翻刻・収録文書(三〇五) 編年目録 ——

横田信義  
岡田清一  
吉井宏  
花井滋春

## 凡 例

- 一 本稿は、宮城県図書館が所蔵する『涌谷伊達家文書』を翻刻するものである。収録した文書は、元禄期に仙台伊達藩が江戸幕府から命じられた日光廟造営に関する史料(仮整理されており、「15945・1」「15945・2」等とナンバーリングされている)と、綱村・吉村期の日光廟造営関連史料である。
- 一 翻刻にあたっては、つとめて原本の体裁を尊重したが、煩雑を避けるため、改行位置を示す記号(例えば「」は付けない等、原本の体裁に従わなかった箇所もある。
- 一 漢字は原則として常用漢字を用いたが、常用漢字以外は正字に改めた。
- 一 本文には読点(、)および並列点(・)を適宜付した。
- 一 原本に欠損文字の存する場合は、その字数に応じて□□で示した。
- 一 原本に塗抹文字がある場合、その左傍に抹消符(ゝ)を付し、塗抹により判読不可能な場合は■を用いた。
- 一 本文と区別すべき部分については「」で示し、(端裏書)(包紙)(袖追書)(奥追書)(行間書)等と記した。

- 一 原文の用字が必ずしも正当でなくとも、それが当時一般に通用していたと思われるものについては、あえて注を施さなかった。
- 一 花押・墨引は、該当箇所に(花押)(墨引)と記した。
- 一 ナンバーリングされている文書の場合、標題の下にその番号(1595は省略)を図書館番号として記した。
- 一 翻刻にあたっては、宮城県図書館より種々格別の便宜を与えられた。特に記して深謝の意を表するものである。

〔文書番号・図書館番号対照〕

文書番号	発給年月日	文書名	宛所	図書館番号
(二七二)	四月廿八日	大條宗道書状	伊達宗元	(150)
(二七三)	五月廿一日	北茲清覚		(151)
(二七四)		覚		(152)
(二七五)		伊達宗元口上	井伊直該・大久保忠朝	(153)
(二七六)	閏正月 廿日	大條宗道書状	伊達宗元	(154)
(二七七)	七月廿四日	佐藤素信書状	伊達宗元	(155)
(二七八)	三月十二日	大條宗道書状	伊達宗元	(156)
(二七九)	五月十七日	大條宗道書状	伊達宗元	(157)
(二八〇)	二月十九日	大條宗道書状	伊達宗元	(158)
(二八一)	六月 七日	佐藤素信書状	伊達宗元	(159)
(二八二)	七月 七日	伊達宗元カ書状	佐々定隆・富田豊後・大條宗道	(160)
(二八三)	六月十九日	大條宗道書状	伊達宗元	(161)
(二八四)	五月十三日	大條宗道書状	伊達宗元	(162)

(二八五)	五月 四日	大條宗道書狀(折紙)	伊達宗元	(163)
(二八六)		覚		(164)
(二八七)		奉行衆名簿(折紙)		(165)
(二八八)	九月 晦日	某書狀(折紙)		(166)
(二八九)	十月廿二日	覚		(167)
(二九〇)		日光普請弘控		(168)
(二九一)	十一月 八日	佐々定隆・柴田宗意書狀(折紙)	伊達宗元	(169)
(二九二)	元禄二年 九月廿一日	覚	伊達宗元	(170)
(二九三)	十一月 四日	伊達綱村朱印状写(折紙)	伊達宗元	(171)
(二九四)	五月 九日	大條宗道書狀	伊達宗元	(172)
(二九五)	五月	日光御用人數書立		(173)
(二九六)	七月 晦日	大條宗道書狀	伊達宗元	(174)
(二九七)	十二月	御宮方・御仏殿方一紙目録		(175)
(二九八)	十月廿二日	御宮方・御仏殿方小牒目録		(176)
(二九九)	元禄四年 六月廿九日	伊達宗元願書	大條宗道・津田春康 佐々定隆・遠山良房	(177)
(三〇〇)		日光山之覚(横帳)		(178)
(三〇一)	正徳元年 十一月廿一日	包紙		(179)
(三〇二)	十一月十七日	伊達吉村書狀	伊達村元	(179)
(三〇三)	九月十五日	伊達吉村書狀	伊達村元	(180)
(三〇四)	十一月 六日	遠山良房書狀	伊達宗元	(181)
(三〇五)	九月 十日	亙理宗広書狀(折紙)	伊達宗元	(182)

(三〇六)	正月 八日	大條宗道書状	伊達宗元	(183)
(三〇七)	四月廿九日	覚(折紙)		(184)
(三〇八)	閏正月十一日	佐々定隆書状	伊達宗元	(185)
(三〇九)	四月十四日	大條宗道書状(折紙)	伊達宗元	(186)
(三一〇)		某追書		(186)
(三一〇)	五月 八日	佐藤素信書状	伊達宗元	(187)
(三一〇)	十二月廿八日	伊達宗元書状	山口信隆	(188)
(三一〇)	十二月廿八日	伊達宗元書状	小野善助	(188)
(三一四)		伊達宗元口上覚		(188)
(三一五)		覚(折紙)		(188)
(三一六)	三月 廿日	大條宗道書状	伊達宗元	(190)
(三一七)		覚		(191)
(三一八)	七月十二日	伊達綱村書状(折紙)	伊達村元	
(三一九)	五月廿五日	伊達綱村書状(折紙)	伊達村元	
(三二〇)	七月廿七日	伊達綱村書状(折紙)	伊達村元	
(三二一)	五月十五日	伊達綱村書状(折紙)	伊達宗元	
(三二二)	五月 朔日	伊達綱村書状(折紙)	伊達宗元	
(三二三)	六月廿六日	伊達綱村書状(折紙)	伊達村元	
(三二四)	四月十六日	伊達綱村書状(折紙)	伊達宗元	

(二七二) 大條宗道書状 (150)

去廿一日之尊書拜見仕候、御堂為御見分、廿一日朝四ツ前、井伊直徳掃部

頭様御出被成候、御堂方被相過、御会所え御寄被成、夫より御

殿御困迄御出被成候、御堂、今日初御出被成候処、御首尾好、御

恐悅被成之由、得其意奉存候、委細、重信佐藤全・重信但木主馬方より可申

上候、前致將又、有馬宮内殿過ル廿一日、其御地え御着被成候間、貴躰御

事、坂元勘之丞案内にて宮内殿御宿え御出被成候段、被仰下、承知仕、

御紙面之趣、相入 御覽申候、恐惶謹言、

大條監物

宗道 (花押)

四月廿八日  
伊達宗元  
安去様

一 添御奉行手代衆も不罷出候、已上、

五月廿一日

北茲道函書

(二七四) 覚 (152)

覚

一 黄金五枚宛

大越茂徳左衛門

本名実久九左衛門

重頼望月正大夫

一 黄金三枚

春次矢野伊左衛門

一 黄金三枚宛

繁時中村八郎右衛門

隆久四竈八郎兵衛

一 黄金三枚宛

信達岡本庄内

重忠小嶋長六郎

以上、

(二七三) 北茲清覚 (151)

御堂方御道具御細工物

一 仏餉箱

一 闕伽盤

右、両色御金物取放申候、辰ノ刻より取付、只今放仕廻申候、

一 織戸小左衛門、職人六人召連罷出、御細工物仕候、右之外、段々

御細工、晩程迄、相勤候由申候、

一 御普請御奉行衆・添御奉行衆、于今御出不被成候、

(二七五) 伊達宗元口上 (153)

直談井伊掃部頭殿

大久保加賀守殿(別番)

右御兩人様へ安芸殿(伊達宗元)口上

陸奥守娘(伊達御娘伯姫)今日相果申候、当年三歳ニ罷成候、服忌ハ懸リ不申候共、遠慮之内ニ御座候故、陸奥守方より御届ハ不申上候、右之段、御耳ニ立可申ため参上仕候、此段、御家老衆迄被仰上、可被下候、

諸職人・人足服忌穢改牒、相調候付てと御座候、于今改牒不罷出候、廿五日比ニハ大かた道中より可参と申候間、其段、御前(伊達御村)も申上置候、私先刻之申上様、無事も御牒調参候て、則早々我ら■ためニおうかがい被移置候様ニと被思召事候、以上、

(二七六) 大條宗道書状 (154)

(端裏ウツ書)

「安芸様(伊達宗元)

大條監物(宗道)」

以手紙啓上仕候、貴躰様御気色、如何被成御座候哉、承度奉存候、致参上、御様子可承候得共、御病氣之節、却御六ヶ敷、可被思召旨、延引仕候、

一 鶴飛驒方へ貴躰様、私方より軽進物、以使者遣可申由、昨夕 御前相済申候、御支度調申候様、申渡候、今日は御精進日ニ御座候、明日被遣可然旨奉存候、私義、今日四人之御奉行衆、為御見舞、参上仕候、貴躰様よりは使者(伊達宗元)も可被遣哉と昨日被仰下候、常之御見廻ニハ御同道罷出不及候由、御意候条、御気色悪、近日御見廻

被成候義、被為成間敷候て、躰ニより、二、三日過候て使者被遣候ても可然か、御気色無然故、御見廻御延引之段ハ、今日私罷出候節、御奉行衆へ可申上候、以上、

閏正月廿日

(二七七) 佐藤素信書状 (155)

(端裏ウツ書)

「安芸様(伊達宗元)

佐藤素信(素信)」

昨日被仰聞候火消御武頭衆、鎗為持不申儀、香曾我部正兵衛(親善)ニ承候処ニ、最前御目付衆より馬・鎗無用ニ可仕由、被申渡候故、為持不申候由、被申聞候、以上、

七月廿四日

(二七八) 大條宗道書状 (156)

(端裏ウツ書)

「安芸様(伊達宗元)

大條監物(宗道)」

御姫様御卒去ニ付、貴躰様・私、加賀守様・掃部守様へ御使者相勤之義、別紙書立之通、御承知御■、御奉行衆へ御纏者相勤可申由之儀、相心得申候、仍御書立御口上之心得、御纏者相勤申候分ハ、切にてさし置申候、貴躰様被相勤候、御自分御口上書、相返申し候、以上、

三月十二日

(二七九) 大條宗道書状 (157)

去ル十六日之尊書拜見仕候、三左衛門(柴田勝門)様・雲四郎(大島義高)様、十六日朝未明ニ其御地御発足被成候、掃部(井伊直勝)頭様十六日朝五ツ時、御立被遊候由、被仰下御書面、則相入 御披見申候、恐惶謹言、

大條監物

宗道 (花押)

五月十七日  
安芸様(伊達宗元)

(二八〇) 大條宗道書状 (158)

貴躰様明日日本所え御越可被成由、先刻被仰聞之趣、相達 御耳申候処、明後日 大守(伊達綱村)様、本所え被遊御出序と被 思召候得共、不被為成儀も可有御座候間、明日は被相控、明後日、御手前様御越、可然由、御意之段、申来候間、其御心得、明日ハ御出被成間敷候、明後日は私も本所え罷出答ニ御座候、以上、

大條監物(宗道)

二月十九日

(二八一) 佐藤素信書状 (159)

端裏ウツ書

宮城県図書館蔵涌谷伊達家文書について (五)

「安芸様(伊達宗元) 佐藤素信(素信)」

雲四郎殿、今日四ツ過時分は、本所へ可被成御出由、御家来衆より申来候、為御知申上候、以上、

六月七日

(二八二) 伊達宗元書状 (160)

一筆致啓達候、大守(伊達綱村)様、御堂・御宮、始御覽被成御座候、然者、御宮方御修覆御取付物、昨六日、御首尾能相調、恐悦之至奉存候、依之、昨日之御様子、勤之趣、可申達由、被 仰出候間、左ニ申達候、

- 一 昨朝明半前、喜左衛門殿御宮へ御出、御廟御部唐戸御取為放候事、
- 一 掃部頭殿、五ツ時 御宮へ御出被成候、大守様同刻御出被遊候、御目付庄田小左衛門殿・梶左兵衛佐殿・山口(信忠)図書殿御出被成候、
- 一 御廟・御拜殿・御本社御天井板御飾金物少々御取放、無間も御帰被成候、拙者并添奉行衆、掃部頭殿、御宮へ御出之節、御迎御門辺、二王門前迄罷出候、
- 一 御取付、御首尾能相調候付て、為御悦、掃部頭殿・庄田小左衛門殿・梶左兵衛佐殿・中川喜左衛門殿・諏訪五郎左衛門殿、大楽院へ拙子儀、昨日罷出候、山口(長頼)図書殿・鈴木長兵衛殿方へ以使者申達候、
- 一 遠山带刀(貞房)・和田織部(定忠)、御時服ニ宛被下候、本名九左衛門・永沼惣太(致二)

左衛門晒二疋宛、瀬上又兵衛・布施孫右衛門、縮御帷子二宛被下候、

一 拙子義も昨日、為御悦、以御使者、瓜一折拝領仕候、有難仕合奉存候、恐惶謹言、

七月七日

佐々豊前様

富田豊後様

大條監物様

(二八三) 大條宗道書状 (161)

(端裏ウツ書)  
「安芸様」  
(伊達宗元)  
大條監物(宗道)

貴札致拜見候、今朝日光え之御暇被 仰出、御羽織御拝領、其上 御目見被 仰付 上意御座候段、御承知恐悦思召之由、尤之御事候、和田織部(定長)・橋本刑部(知信)も被仰聞候処、恐悦仕候由、委曲御書面之趣披露仕候、恐惶謹言、

六月十九日

宗道 (花押)

(二八四) 大條宗道書状 (162)

去十一日之貴札拜見仕候、御宮・御堂御見分、大形相濟、近日御見分衆、其御地御発足之御様子ニ御座候、掃部頭殿(弁伊直談)・三左衛門殿(桑田勝門)・雲四郎(大島義高)

殿御登之儀、江戸<sup>え</sup>御伺被成、御指図次第、御見分衆御立以後、御登被成由ニ御座候、掃部頭殿并御奉行衆御発足被成候ハ、貴躰早速御登可被成哉、御伺被成度由、御紙面之通、相達 御耳ニ申候処、掃部頭殿并三左衛門殿・雲四郎殿御登被成候ハ、兎角ハ御用も可有之候間、貴躰并奎(佐藤素信)・織部(和田定長)・主馬儀ハ罷登可然、被 思召候条、三左衛門殿・雲四郎殿え被相伺候て、御登可然候、乍勿論、帶刀儀ハ直々其御地ニ罷有儀、不及申候、御普請奉行ハ直々罷有候て、可然候ハ、直ニ差図可申由、御意御座候、此段、添奉行衆、主馬<sup>え</sup>被仰通、御吟味被成候て直々被指置、可然候ハ、其通御首尾可被成候、貴躰御登之儀并奎・織部・主馬儀ハ、三左衛門殿・雲四郎殿<sup>え</sup>御窺、罷登可然由、御指図ニ御座候ハ、何も早々被罷登候様ニ被仰渡、尤貴躰<sup>ニ</sup>ても御登可被成候、恐惶謹言、

大條監物 宗道 (花押)

五月十三日

安芸殿(伊達宗元)

(二八五) 大條宗道書状 (折紙) (163)

貴札致拜見候、御見分衆御内々御様子為可被聞召、太田次郎兵衛被差遣候付て 大守様より御意候段、有難御仕合之旨、尤之御事候、依之、為御礼、御書面之趣、奉得其意、(折紙見返)「首尾好披露仕候、恐惶謹言、

大條監物



五月四日

宗道(花押)

安芸殿

(伊達宗元)

(二八六) 覚(164)

御宮方

副奉行

千式百壹石余

遠山帶刀良房 四十一

連増料金廿二兩卅五人・馬貳疋・弓立一

飾・鎗四本・物書二人内之著

八百九十石余

橋本刑部知信 三十四

連増料金四兩廿二人・馬壹疋・弓立一飾

鎗三本・物書二人内之著

御普請奉行

三百六十石余

大越十左衛門茂貞 五十四

連増料金六兩十二人・馬壹疋・鎧二本・

物書一人内之著

三百石

本名九左衛門実久 五十六

連増料金六兩十二人・馬壹疋・鎗二本・

物書一人内之著

棟分奉行

御廟方

御本社方

御幣殿・御拜殿方

陽明門方

御本地堂方

輪藏方

別所方

諸役

大工奉行

小役人十人

江戸方材木奉行

百六十石余 中川正右衛門(定通)

五人・鎧壹本

小役人二人

大工 二人

日光方材木奉行

小役人二人

大工 二人

飾金物奉行

百十八石 釜石二兵衛

連増料金四兩五人・鎧壹本

壹両四人扶持 田村数右衛門(親性)

連増料金六両五人・鎗壹本

壹両四人扶持 上野市郎兵衛

連増料金八両五人・鎗壹本

貳両四人扶持 増子八郎兵衛

連増料金八両五人・鎗壹本

小奉行

清野三郎兵衛

内之者一人

柴山甚五衛門

内之者一人

小役人十人

飾屋 五人

瓦奉行

小奉行

小役人五人

塗師奉行

御堂方

副奉行

千貳百石余 佐藤全素信 五十二

連増料金廿二両卅五人・馬二疋・弓立一飾・

鎗四本・物書二人二人之内

八百石 北叟書茲清 四十一

連増料金四両廿二人・馬壹疋・弓立一飾・

鎗三本・物書二人二人之内

御普請奉行

七百三十四石余 中村八郎衛門繁時 五十一

十六人・馬壹疋・鎗三本・物書一人一人之内

三百四石 野村四郎衛門辰成 四十五

連増料金六両十二人・馬壹疋・鎗二本・

物書一人一人之内

棟分奉行

御廟方

御仏殿方

夜叉門方

別所方

御殿方

諸役

大工奉行

小役人六人

江戸方材木奉行

四十六石 貝山三郎左衛門(良助)

連増料金八両五人・鎗壹本

四十八石余 大内小兵衛

連増料金八両五人・鎗壹本

小役人二人

大工 二人

日光方材木奉行

小役人二人

大工 二人

飾金物奉行

貳百石 牧野新兵衛

七人・鎗壹本

四十六石余 樋渡兵左衛門(常信)

連増料金八両五人・鎗壹本

小奉行

高橋源内

内之者一人

後藤三郎左衛門(長康)

内之者一人

小役人六人

瓦奉行

飾屋 三人

小奉行

小役人三人

塗師奉行

小奉行

小役人六人

張付奉行

小役人二人

小買物奉行

小役人二人

絵方奉行

小奉行

(二八七) 奉行衆名簿 (折紙) (165)

御宮方棟分奉行衆

瀬上又兵衛

布施孫右衛門(定安)

吉田仲兵衛(成文)

片倉仲之允

新妻源太兵衛(良胤)

大江留兵衛(朝臣)

佐藤勘兵衛(常侍)

安藤庄之助(重孝)

伊藤儀右衛門(重孝)

松岡六郎兵衛(昌勝)

加藤十三郎(昌勝)

栗村弥次郎(重忠)

桜田源八郎(美信)

川野休右衛門

山岡伊右衛門

星安兵衛(茂孝)

御堂方棟分奉行衆

馬場彦兵衛(成安)

佐藤三郎左衛門

長沼七九郎(重光)

境野権七郎

星野半蔵

金沢甚平

中山源太夫

平田伝之丞(茂孝)

御宮方大工奉行衆・小買物奉行衆

今村助兵衛

林六郎右衛門

佐藤茂左衛門

増子弥右衛門

守屋文左衛門

御堂方大工奉行衆・小買物奉行衆

八乙女彦左衛門(重治)

赤坂甚左衛門

石田作蔵(前忠)

佐沢孫兵衛

(二八八) 某書状(折紙) (166)

近年知行水損等も有之、去々年在所屋敷火失、其上 御公用と申なから、冬江戸、日光ニ被相詰、先年も外之御衆とハ違、度々江戸えも御登之事候、段々不勝手ニ候由、被 聞食候、日光御勘定相済申候時分、立帰ニも可被相登儀も窺計候、旁被致休息、(折紙見込)可然被思食候、五・六年も仙台え被罷登儀も折々ニ被致、江戸え之使者・飛脚等も無用ニ可被仕候、此御礼も、以飛脚、被申上候様ニと被 仰出候、以上、

九月晦日

(二八九) 覚(167)

日光并■■■■迄、当時相詰候人数之覚

一千四百八拾壹人

御供衆

内

一 貳百五拾四人

侍衆之分

一 三拾貳人

諸職人

一 三百六拾人

御足輕御小人

一 八百三拾五人

又者

一 七千五百九拾壹人

御普請方

内

一 五百拾三人

侍衆之分

一 八拾九人

諸職人

一 四百八拾四人

御足輕御小人

一 千貳百三拾七人

又者

一 五千貳百六拾八人

御人足

内

一 貳千八百八拾八人

御手前上手木

一 七百貳拾七人

同 中手木

一 三拾五人

同 牛遣

一 千三百九拾八人

平人足

一 七百拾貳人

江戸鳶

一 三人

同 牛遣

一 貳百五人

日光御抱手木

都合人数九千七拾貳人

十月廿二日

(二九〇) 日光普請払控(168)

御堂方御中借、午ノ九月廿八日御金蔵より被相渡分

材木方

一 銀拾五貫目

中島屋  
与兵衛

一 銀壹貫八百目

美濃屋  
吉左衛門

一 銀壹貫五百目

■田屋  
彦三郎

釘鉄物方

一 銀拾八貫目

高井助左衛門

銅瓦并飾金物方

同 弥惣右衛門

一 銀百四拾四貫目

躰阿弥源七郎

躰阿弥吉左衛門

松井弥七郎

丹阿弥源次郎

石方

一 銀拾貳貫六百目

小屋夫代

一 銀四貫貳百七拾五匁

小買物方

一 銀六貫六百目

石屋  
久三郎

紀伊国屋  
孫右衛門

日光  
兵右衛門

万屋  
次左衛門

日光  
三郎兵衛

紀伊国屋  
孫右衛門

松坂屋  
五郎右衛門

和泉屋  
徳左衛門

箔方

一 銀貳貫九百四拾目

一 銀三貫四百貳拾目

一 銀壹貫三百貳拾目

彩色方

一 銀七貫八拾目

疊方

一 銀三貫六百目

一 銀三百拾貳貫百三拾五匁

此金五千貳百貳兩壹分

奥村四郎兵衛

箔屋  
藤兵衛

箔屋  
左兵衛

箔屋  
勘四郎

狩野探雪

伊阿弥新之丞

塗師方

一 銀九拾貫目

幸阿弥与兵衛

奈良八郎左衛門

鈴木弥左衛門

栗本太郎左衛門

栗本源左衛門

梅原七郎衛門

古満久蔵

円阿弥又五郎

服部庄大夫

御堂方御中借、午ノ九月廿九日・晦日ニ古物御払金被相渡候分

屋根方

一 銀四百八拾目

張付方

一 銀三百六拾目

壁方

一 銀百貳拾目

一 銀貳百四拾目

一 銀六拾目

紀伊国屋  
孫右衛門

日光  
三郎兵衛

日光  
三郎兵衛

左首  
長四郎

左首頭  
安間源大夫

巴瓦色絵手間代

一 銀拾貳匁五分

鑄物師御雇代

一 銀九拾匁

小買物方

一 銀貳貫四百匁

紀伊国屋

孫右衛門

松坂屋

五郎右衛門

萬屋

次左衛門

和泉屋

徳左衛門

日光

三郎兵衛

日光

兵右衛門

銀三貫七百六拾貳匁五分

此金六拾貳兩貳分卜

銀拾貳匁五分

御堂方惣御金高

一金貳万八千六百五拾貳兩三分

内

貳万千貳百九拾壹兩貳分

拾參兩壹分

銀三百拾貳貫百三拾五匁

最前段々御内借被成下高

古物払金、最前段々御内借被成下高

今度被借下高

此金五千貳百貳兩壹分

銀三貫七百六拾貳匁五分

此金六拾貳兩貳分卜

銀拾貳匁五分

殘金貳千八拾三兩

(二九一) 佐々定隆・柴田宗意書状(折紙) (169)

(包紙)

一

(伊達宗元)  
安芸殿

(宗意)  
柴田内蔵

(定隆)  
佐々豊前

今度 日光御普請御手伝ニ付て 御宮方之添奉行遠山帶刀・橋本

刑部<sup>知信</sup> 御仏殿方之添奉行佐藤全<sup>宗信</sup>・北<sup>宗信</sup>函書、被 仰付之候、可被存其

旨候、大條<sup>宗道</sup>監物方へも奉書遣之候、恐惶謹言、

佐々豊前

十一月八日

定隆(花押)

柴田内蔵

宗意(花押)

安芸殿

(二九二) 覚 (170)

覚

六月分

一 御宮方六月分服忌穢相改帳六冊并御用無御座付相改不申候証文

三通、

一 御堂方六月分服忌穢相改帳貳冊并御用無御座付相改不申候証文  
六通、

七月分

一 御宮方七月分服忌穢相改帳九冊并御用無御座付相改不申候証文  
壹通、

一 御堂方七月分服忌穢相改帳九冊并御用無御座付相改不申候証文  
壹通、

右之通、兩月之服忌穢相改帳え証文引合申候処、相違無御座候、  
以上、

(大條理兵衛)

(裏印)

元禄貳年

九月廿一日

(紙継目)

(裏印)

(高平彦兵衛)

大條理兵衛(黒印)

木村太郎左衛門(黒印)

武市善兵衛(黒印)

高平彦兵衛(黒印)

白河半大夫(黒印)

大河内源大夫(黒印)

(高平彦兵衛)

(大條理兵衛)

(裏印)

(紙継目)

(裏印)

伊達宗元  
安芸殿

西大條右兵衛(黒印)

(二九三) 伊達綱村朱印状(折紙) (171)

今日 御城<sup>え</sup>被<sup>ま</sup>召、老中列座、今度日光御普請被 仰付<sup>ま</sup>付て、御  
手伝可相勤旨、被 仰出、難有儀、殊 日光之御用被 仰付、重畳  
冥加之至候、可被得其意候、為其差下使者候、謹言、

十一月四日 御朱印

伊達安芸殿

(二九四) 大條宗道書状 (172)

貴札致拜見候、御見分衆、去七日朝五ツ半比 御宮<sup>え</sup>御出被成 御廟  
御拜殿御屋祢瓦、少々御取撥、御見分 御同所、金之鳥居御見分被  
成、夫より 御本社并御拜殿御屋祢瓦少々御取撥、御見分被成、四  
ツ半過 御宮より直々 御堂<sup>え</sup>御出、 御仏殿御天井御縁廻御見分、  
御仏殿御屋祢、少々瓦御取撥、御見分被成、八ツ過御下被成候、掃部頭  
様<sup>も</sup>七日朝御宮<sup>え</sup>御出、夫より 御堂<sup>え</sup>御出、御見分衆御同前、御見  
分被成、御見分衆御下候以後、即御掃被成候旨、御書面披露仕候処、  
弥以諸事可被入念候、何も<sup>えも</sup>可被相伝旨、 御意御座候、恐惶謹言、

大條監物

五月九日

宗道(花押)



安芸殿(伊達宗元)

(二九五) 日光御用人數書立(173)

当春、被 仰出候御人數積、

日光御用ニ付御定之内

大奉行

御一門衆

内之者百人

馬三疋

鎧六本

弓立一飾

鉄砲式挺

又鎧五本

右之通、御勘定統取小田嶋安右衛門方より書出申候由ニ御座候、拙  
者在所発足之刻、御様子為可承、御在所え、国嶋平内指遣、其元様  
御覚書写取参候内、先年信濃殿(伊達宗元)、日光御普請惣奉行被 仰付候て、  
御当地え御登候節、御供廻写、

仙台罷登候節、供之人數百四拾六人

一 鎧 六本

一 長刀 一振

一 持筒 式挺

一 弓立 一飾  
一 乗替 三疋

日光え引移候時分ハ供惣人數式百人

一 鎧 六本

一 長刀 一振

一 持筒 三挺

一 弓立 式飾

一 乗替 三疋

一 騎馬 三騎

但、御馬被借下、御馬道具は家来三人ニ被下置、乗懸之外、為  
乗申候、口取式人、沓箱持一人充、被借下候、

五月

(二九六) 大條宗道書状(174)

去ル廿六日之貴札拜見仕候、小買物方請負人松坂屋五郎右衛門、紀伊  
国屋孫右衛門、万屋次左衛門御内借証文式通、過ル廿四日岡元正内(信立)を  
以、相達申付、貴躰様御判形被相調、兼て之通、御首尾被成候由、承  
知仕候、将又諸職人・人足服穢改牒被相調、御奉行衆へ証文被指上候、  
右改帳、前々私手前ニ指置申候ハ、重て其御地へ私罷越候時分、可  
被相渡候由、得 其意、奉存候、私、其御地え罷越候迄ハ貴躰様御  
手前ニ可被指置候、私其御地へ罷越候時分、請取可申候、恐惶謹言、

大條監物

宗道(花押)

七月晦日

(伊達宗忠)  
安芸様

此紙数四千七百八拾壹枚

御仏殿方

(二九七) 御宮方・御仏殿方一紙目録(175)

(包紙)

「御宮

御仏殿 一紙目録」

御宮方

一金貳万九千九百貳拾三兩貳分

銀拾匁七分六厘八毛

一米千六百五石七斗三升五合

一御蔵材木七百貳拾三本

一樽木貳万三千貳百六拾三本

一献上材木六百六拾壹本

一朱拾斤

一緑青貳百三拾叁斤

一漆五百八拾貫目

一土朱七拾貫目

一御役船六百八拾艘

右小帳数四拾壹冊

此紙数貳千貳百七拾七枚

右之寄

一金拾三万四千三百貳兩貳分

銀五匁八分五厘七毛

一米八千六百三石三升貳合五勺

一金拾万四千三百七拾八兩三分

銀拾匁八厘九毛

一米六千九百九拾七石貳斗九升七合五勺

一御蔵材木三千百六拾七本

一樽木三万七千九百拾七本

一献上材木三千五百四本

一朱拾斤

一緑青貳百三拾三斤百貳拾目

一漆千八百五拾六貫目

一土朱貳百四拾貫目

一御役船千九百八拾五艘

右小帳数六拾冊

- 一 御蔵材木三千八百九拾本
- 一 樽木六万千八百八拾本
- 一 献上材木四千六百六拾五本
- 一 朱式拾斤
- 一 緑青四百六拾六斤百貳拾目
- 一 漆貳千四百三拾六貫目
- 一 土朱三百拾貫目
- 一 御役船貳千六百六拾五艘
- 右小帳数百壹冊
- 此紙数七千五拾八枚
- 外
- 一 御宮方惣目録 壹冊
- 此紙数百三拾八枚
- 一 御仏殿方惣目録 壹冊
- 此紙数五拾三枚
- 以上
- 申
- 十二月
- (二九八) 御宮方・御仏殿方小牒目録 (176)
- 御宮方小牒清書近日出来、御勘定所へ指上可申分

宮城県図書館蔵浦谷伊達家文書について(五)

- 一 塗師方牒五冊小數三十七
- 一 御翠廉方牒壹冊
- 一 箔押手間牒壹冊小數貳十五
- 小牒御廉書出来仕、唯今清書認申候分
- 一 小買物方牒三冊
- 一 損料物牒壹冊
- 一 御蔵物払牒壹冊
- 一 小屋場并石引送候代牒壹冊
- 一 絵方牒壹冊小數貳十四
- 御絵所方牒壹冊
- 小牒只今御廉書仕候分
- 一 鉄物方牒五冊小數四十壹
- 一 御扶持方牒壹冊
- 一 御材木方牒七冊小數四十五
- 御仏殿方小牒清書近日出来、御勘定所へ指上可申分
- 一 御翠簾方牒壹冊
- 一 箔押手間牒壹冊小數十五
- 小牒御廉書出来仕、只今清書申候分
- 一 小買物方牒貳冊
- 一 損料物牒壹冊
- 一 御蔵物払物壹冊

一 御材木方牒三冊小數三十式

小牒唯今御廉書仕候分

一 鉄物方牒三冊小數三十

一 御扶持方牒壹冊

以上

十月廿二日

小嶋長六郎(重忠)  
岡本莊内(信立)

(二九九) 伊達宗元願書 (177)

私儀、知行所先年打続水損仕、其上無余儀、物入共御座候て、近年不如意罷成候処、日光御普請御用被 仰付、日光・江戸相詰、拝借金を以、漸相勤罷下候、当春も同氏兵庫奥方母子共、江戸(伊達宗重)罷登候付て、供之家来多人數為相登、品川御屋敷(伊達宗重)も家来残置申候、兵庫儀も去年 大守様御下向被遊候以後、大方仙台相詰、旁以下中迄困窮仕候、且又去年分五分一御役金・御手伝金・先年拝借金済残皆納不罷成、去冬願申上、右金高之内、半分上納、残所ハ当春秋兩度ニ上納仕筈候、左候得ハ当五分一御役金・御手伝金并於江戸御国拝借金、当暮より被召上筈被 仰付候条、当暮より上納金過分ニ有之上、自分賄遣金共ニ知行所物成出方相考半分ニも不足仕積御座候、尤借金才覚も罷成候故、土貢指繰可申様無御座候、依之、願申上候ハ身分致簡略、何とぞ進退相続相勤申度奉存候、当年より寅ノ年迄八箇年之内

大守様御在江戸勿論、

品川様・御前様(伊達綱村)も御祝儀等申上候使者・

飛脚被相除、以便書申上度奉存候、御国許ニては、人少ニて御奉公相勤申度、覚悟御座候、同姓兵庫儀も右年數之内ハ御在国之砌相詰、不叶節計相勤申様仕度奉存候、御連枝並ニ諸事被成下、御丁寧之儀共、有難仕合奉存候条、進退困窮を以申上儀、無拋奉存候得共、右之通段々物入共御座候付て、下中迄困窮仕候間、何とぞ相続末々御奉公をも仕度奉存候、各宜様御相談之上、御披露頼入存候、以上、

伊達安芸

元禄四年六月廿九日

宗元 (花押)

大條監物殿(宗道)

津田民部殿(春徳)

佐々豊前殿(定徳)

遠山帯刀殿(良房)

(三〇〇) 日光山之覚 (横帳) (178)

日光山之覚(一才)

一 東照宮ニて御持道具挾箱、二王門之外番所まで、御持セ可被成候、御供侍衆ハ養命門迄、可被召連候、  
一 大猷院殿ニて常行堂□摩殿羅神前まで、御持道具挾箱等、御持セ可被成候、御供ハ夜叉門迄、

- 一 土取場・石取場ハ差合多キ所ニテ御座候間、被入御念、可被仰付候、請取仕候者共ハ勝手計存候故、其かまひ不仕候、
- 一 梶<sup>(定長)</sup>左兵衛儀ハ、四品諸大夫ニテ、知行式千石被下置候、公儀ニテハ御調法被思召候故、所ニテ威勢仕候、日光一山之儀ハ大方彼仁御次第ハ相究候之由、承及候、御普請御手伝之御大名衆之御家老衆、初ニ先々より左兵衛様と様呼ニ被致候、乍去此方御家ハ別段之様ニ奉存候、兎角御首尾好尾様ニ奉存候間、宜可被仰合候、彼人ハ音物等も受納不仕候、若ハ<sup>(上之)</sup>「御三人家江戸御老中より納申候、其外懇意之方或ハ改之品々ニ依テ伽羅香具類、御申請候様ニ覚申候、此者ニハ別<sup>(藤川亮)</sup>テ、水戸様より御念比被遊候間、屋形<sup>(伊藤村)</sup>様より、水戸様を御頼被遊候て、御状ニテも被遣、万事無心置指南可仕之旨、御頼被遊候ハ、御疎意仕間敷奉存候、
- 一 東照宮別当大楽院と申候、是ニ拙僧共入魂之出家ニテ候、勿論、御宮方御普請之御心合候ハ、少も御如在申上間敷候、
- 一 大猷院殿別当龍光院と申候、是も拙僧共懇志ニ候、先達テ此兩人へハ拙僧方も書状を以申入候、
- 一 江戸より定テ鈴木修理・内匠杯付候ハ、大工頭四五人も可參候、諸事御普請御用相務候、御家之斎藤安右衛門、能様子を存候、
- 一 衆徒南照院と申出家、野僧と懇意ニ候、是ハ井伊掃部殿<sup>(直政)</sup>御宿坊ニテ候、定テ先規之通、御入可被成、此宿坊え御用御座候ハ、御如在仕間敷候、

- 一 山口<sup>(信隆)</sup>図書ハ日光目代ニ候、町奉行惣百姓代官も相兼候、御用被仰候ハハ情出可申候、此人、御大名方より御音物等受納被申候、随分調法人ニテ候、
- 一 日光ニ公儀之大工棟梁拾人計御座候、普請御内談ニ被召加候ても不苦候、細工方殊之外、功者ニ候、先年御普請之度ニ御手伝之大名衆、諸事積リ物御用ニ立申候、江戸より參候、修理・内匠杯も彼等次第ニ仕候事、繁多御座候、さいく被召寄候て、御聞合可被成候、
- 一 日光町、不作法なる所ニ候間、御内衆、能々可被御心付候、御油断被成間敷候、
- 一 御内衆、見物ニ被遣候ハ、能案内存候者、可被相添候、不案内ニ候へハ、祈当申候事も御座候、
- 一 日光<sup>(ツツ)</sup>御門主御在山中ハ、御宮、御仏殿、えさいく御通り被成候間、御内衆參当り候ハ、下馬仕候様ハ可被仰付候、御挟箱、菊之紋ニ候間、まされ無御座候、
- 一 日光え三十日替り之御目付被參候、替之度ニ屋形様より御使者成共、被遣候て御頼被成候様ニ仕度候、江戸ハ毎月十八九日比、発足被申候と覚申候、
- 一 日光川原面之小屋懸ニ御置被成候、人足等迄大雨之時分ハ少も油断不仕候様ニ可被仰付候、余国心得とハ殊之外違申候て、大水之節ハ、谷ハ山となり、山ハ谷ニ成申様ニ御座候間、此を以御推量可

被成候、さいく存之外之事共を見申候故、ケ様ニ申達候、

一 大雨之時分ハ、早々用水為御汲置可被成候、其■濁リ申候故、一

日二日も用立不申事御座候、尤所ニより(3)可申候哉、御茶之水本

宮と申別所之下ニ能清水御座候、別当へ御断被成候得は、少かまひ

無御座候、

一 衆徒観音院ハ拙僧嫡弟ニ候キ、当事、從 日光御門主、観音院住職

被仰付候、若輩無調法者ニ候得共、御宿坊ニ候間、情出可申候間、

万端御用可被仰付候、

一 衆徒遊城院と申候出家、年比ニ候、日光様子大挽功者ニ候、先寺亮

栄甥坊主ニ候、

一 衆徒藤本院と申坊主、是ハ先寺覚王院弟子ニ候、相応之御用可被

仰付候、

一 御橋ハ下乗下馬、

一 仮橋ハ馬・乗物不苦候、

(別筆力)

一 日光御門跡より御料理被下候歟と覚申候、前後兩度御礼ニ上申候、

(3)

新宮山

一 日光三所大権現 瀧尾山

本宮山

一 中禅寺大権現

上別所有り、前ニ大水海有り  
坊中より四里有り、魚之類堅ク禁制ニ候、

一 寂光権現

坊中より一里半程ハ御座候、是ニも別所有り

一 慈眼大師

別当無量院大猷院殿統之山

一 学頭

修学院僧正

一 衆徒

廿人

一 御門主御留主居溪広院

一 社家

六人

一 樂人

廿人

一 一房

八拾人

一 宮仕

拾人

(4)  
一 一八乙女

八人

一 神人

八拾人

一 公方御殿番

四人

野沢彦兵衛

神越伊兵衛

山口忠左衛門

高木源右衛門

一 公儀之火之番 式人ツ、五十日替り、八王子衆屋形様御為奉存候

故、乍憚書付申候、必他見被遊間敷候、

(4)  
三年以前日光大地震之砌、御普請之覚

惣奉行

(大内正徳)  
松平備前守殿

宿坊 遊城院

山下信濃守殿(昌勝)

宿坊 安居院

安田美濃守殿(保田宗郷)

宿坊 教城院

御大工頭

鈴木長兵衛(長頼)

宿坊 法門院

御手伝之大名衆(5才)

丹羽左京大夫殿(長次)

宿坊 花藏院

真田伊豆守殿(幸進)

宿坊 照覚院

津輕越中守殿(直政)

宿坊 実教院

内藤左京大夫殿(義孝)

宿坊 浄土院

戸沢能登守殿(次徳)

宿坊 唯心院

(三〇一) 包紙 (179)

(包紙)

宮城県図書館蔵涌谷伊達家文書について (五)

「正徳元年

日光御普請被 仰出候御書

十一月廿一日

(包紙)

「日光御普請御手伝、被 仰付候段、以 御朱印被 仰遣候、

正徳元 十二月廿一日

(三〇二) 伊達吉村書状 (179)

(包紙)

「伊達安芸殿

今日 御城、被為召老中列座、今度日光御普請、被 仰付候付て、御宮其外、御手伝可相勤旨、被 仰出之、難有仕合候、可被得其意候、仍差下使者候、謹言、

十一月十七日

(朱印・印文「伊達吉村」)

(印)

伊達安芸殿

(三〇三) 伊達吉村書状 (180)

(包紙)

「伊達安芸殿

今日令登 城、日光帰府之御礼申上、骨折候段、上意之上、時服 拝領之、難有仕合候、仍差下使者候、謹言、

九月十五日

(花押)

伊達安芸殿

(三〇四) 遠山良房書状(181)

(編裏ウツ書)

「安芸様(伊達宗元)

遠山帯刀(貞雄)

日光御勘定所(重忠)へ小帳指上、御勘定相濟候分、書付式通、但木主馬所より指下申候、致披露候処、貴躰(重忠)も御一覽候様可仕由、被仰付候間、写三通進上仕候、以上、

十一月六日

(三〇五) 亘理宗広書状(折紙)(182)

(袖迫書)

尚々、乍慮外願之段、御家来木村伝左衛門方迄申達候、以上、幸便之間一筆致啓上候、然者 日光御普請中、御首尾能被相勤御事、承太慶仕候、弥御無難被成御座候哉、承度奉存候、先以此度 大守様(伊達綱村)御下国被遊二付、貴躰様も御下可被成と致推察候処、御 公用二付、御逗留被成之由、御太儀千万ニ奉存候、頓て御下可被成候間、其節、可得尊意候、拙者儀、老衰仕候故、以書状も不申上、御無沙汰、心外之至存候、恐惶謹言、

日理右近

宗広(花押)

九月十日

安芸様(伊達宗元)

御家来衆中

(三〇六) 大條宗道書状(183)

(編裏ウツ書)

「安芸様(伊達宗元)

大條監物(宗道)

御手紙拜見仕候、中川喜左衛門殿より御礼状参候由にて被遣候、相入御覽可申候、勿論、御返答先日之通被遣候半と奉存候、且又、私気色之儀被相尋忝奉存候、今日も然不仕候故、出仕延引仕候、何とぞ早速罷出度と養生仕事ニ御座候、以上、

正月八日

(三〇七) 覚(折紙)(184)

覚

伊達安芸(宗元)  
大條監物(宗道)  
遠山帯刀(貞房)  
佐藤木工(宗信)  
和田織部(定長)  
北 凶書(茲清)  
但木主馬(重信)  
橋本刑部(知信)  
中村八郎右衛門(繁時)



大越十左衛門(茂貞)

本名九左衛門(実久)

長沼惣(致一)太左衛門

野村四郎右衛門(辰成)

岡本庄内(信立)

(折紙見返)

小嶋長六郎(重章)

右之通者、兼て為乗可申候、此外急用御座候て参候者、病氣之者は、至其時為乗可申と存候、病氣之者は、其時々御断可申達候哉、相伺申候、

一 拙者召連申候者之内、為乗申度者共御座候、是は致登 山候上にて御相談可仕候、以上、

四月廿九日

松平陸奥守(綱村)

(三〇八) 佐々定隆書状 (185)

(切封ウツ書)

「安芸様(伊達宗元)

佐々豊前(定隆)

(袖追書)

尚々抑付可」罷歸と奉存候、以上、

先刻為 御意申上候通、掃部頭殿(并伊直忠)内蔵・監物被相出候、右兩人罷歸候前、御屋形(兼田宗意)御出被成可然と奉存候、尤被 仰出にては無御座候、不及申上候得共、如此御座候、以上、

閏正月十一日

宮城県図書館蔵浦谷伊達家文書について (五)

(三〇九) 大條宗道書状(折紙) (186)

一筆啓上仕候、先以道中御勇健御着被成候哉、承度奉存候、

掃部頭様(并伊直忠)も昨日御当地御兎足被遊、御下候条、明後日ハ其御地え可被遊 御着と奉存候、因茲、飛脚を以」御機嫌(折紙見返)相伺申事ニ御座候、

弥御当地御別条無御座、大守様益御機嫌(伊達綱村)能被為成御座候、猶奉期後音之時候、恐惶謹言、

大條監物

宗道(花押)

四月十四日  
安芸様(伊達宗元)

(三一〇) 某追書 (186)

温湿

尚々御書状温湿深ク之由、承候処、其御候ハ薄ク覚申候、第一水能御座候、夏中ハ心安可罷有候、致大慶候、併御小屋、御宮・御堂方遠く、坂御座候て、中々勤兼可申と存候、何も相仕廻罷登之節、万々可得御意候、以上、

※三〇九号の紙背文書

(三一) 佐藤素信書状 (187)

(端裏ウツ書)

「安芸様(伊達宗元)

佐藤素信(素信)

御手紙拜見仕候、今日御見分之御様子、江戸へ被仰上候間、私覚之

座候、恐惶謹言、

通可申上旨、先刻被仰下<sub>二</sub>付て、書付差上候処<sub>三</sub>、御見分衆御出ハ四

伊達安芸

ツ過<sub>二</sub>御座候、拙者方より申上候ハ、四ツ時と御座候、何<sub>二</sub>申上候哉、

一同<sub>二</sub>被仰上度旨奉得其意候、左候ハ、私方よりも四ツ過と可申

十二月廿八日

上候間、右之通可被仰上候、御出被成候と則四ツ打候段、申参候由

右善助ハ棍<sub>左兵衛殿御家来衆<sub>二</sub>御座候、</sub>

承候故、四ツ時と申上候、御仏殿へ不被為入前<sub>二</sub>四ツ打候と相見へ

(三一四) 伊達宗元口上覚(188)

申候、以上、

伊達安芸より

五月八日

(三二二) 伊達宗元書状(188)

一筆致啓達候、然者、今度 御山御普請御手伝、陸奥守<sub>え</sub>被仰付候付

大楽院

て、私儀惣<sub>り</sub>申付候、頃日御当地<sub>え</sub>上着仕候、其御地<sub>え</sub>罷越候節迄は

龍光院

延引罷成候間、先此段、為可申達、以使者如此御座候、随て如目錄

浜広院

致進覧之候、恐惶謹言、

観音院

十二月廿八日

伊達安芸

山口<sub>信盛</sub> 函書様

人々御中

今度 御山御普請御手伝、陸奥守<sub>え</sub>被 仰付候付て、私儀惣<sub>り</sub>申付候、頃日江戸<sub>え</sub>上着仕候、其御地<sub>え</sub>罷越候迄は延引罷成候間、先以使者申達候、仍目錄之通、致進覧候由(以下欠)、

\*三二二〜三二四号文書は一紙に書かれている。

(三二三) 伊達宗元書状(188)

一筆令啓達候、然者、今度 御山御普請御手伝、陸奥守<sub>え</sub>被 仰付候

(三一五) 注進<sub>折紙</sub>(189)

付て、私儀惣<sub>り</sub>申付候、頃日御当地<sub>え</sub>上着仕候、其御地<sub>え</sub>罷越候節迄

注進之事

は延引罷成候間、先御自分迄、以使者可申上由、申付候間、如此御

一 安芸殿着即以飛札被申上事、  
(伊達宗元)

一 三左衛門殿着御立御飛脚、  
(柴田勝門)

一 雲四郎殿着御立御飛脚、  
(大島義高)

一 掃部殿着御立御飛脚、  
(非伊直談)

一 御見分之衆御着御立御飛脚、

一 見分之始、御飛脚見分濟申候時分も御飛脚、

一 安芸殿、日光逗留之間、有之候ハ、見合乍窺御機嫌、以使者」日  
(折紙見返)

光之御様子も被申上可然候、

一 日、以御飛脚御左右可申上事、但掃部殿御着前ハ無用ニ候、此方

より使者飛脚之者、帰候日ハ無用ニ候、それとも品有之、日ハ

各別ニ候事、掃部殿御立以後も御着前と同前、以上、

(三二六) 大條宗道書状(190)

(端裏ウツ書)

「安芸様  
(伊達宗元)

大條監物」  
(宗道)

御手紙拝見仕候、貴躰様、今日本所へ御出ニ不及由、被 仰出候段、昨

夕申上候、明日ハ御出被成儀ニ可有御座候哉、晚程御様子相知候ハ、

可申達候、内々今日為伺御機嫌、御屋形<sub>伊達御付</sub>可被成御出候得共、少々御

虫氣ニ御座候故、明日本所へ御出可被成ため、御養生被成度と御延引

之段、御尤奉存候、御尋も御座候ハ、可申上候、尤明日本所へ御出之

儀も、御様子相知申候ハ、可申上候、私儀、今日本所へ可罷出哉と奉

伺候処ニ、今日ハ罷出ニ及間敷候と被 仰出候間、相控申候、以上、

宮城県図書館蔵浦谷伊達家文書について(五)

三月廿日

(三二七) 覚(191)

覚

一 安芸殿、早朝ニ被罷出、石引申候様子、少々見と申候て可然候、川  
(伊達宗元)

原引申候時分ハ川原ニ被罷在添奉行衆、主馬<sub>但本重信</sub>被申合可然候事、

一 明日は和田織部<sub>元忠</sub>罷出可然候、早朝罷出、石為引、主馬申合差賦可

申候、川原引申候時分ハ川原ニ罷在差賦可申候事、

一 但本主馬・織部同前之事、

一 御普請奉行ハ青田彦左衛門<sub>重忠</sub>罷出可然候、早朝罷出指賦石引申候跡

より罷越可然事、

一 石引申候先ハ小人目付兩人相立、一二町も間を置、小旗為持、石

為引可然候事、

一 小旗之脇<sub>え</sub>は石垣足輕兩人相付可申候事、

一 石引候脇ニ石之跡迄<sub>所</sub>ニ石垣足輕六人歟八人計、可然候事、

一 石一ツ之跡ニ又小人目付兩人相立、間ハきたし不申、小旗を立可

申候事、

一 二ツ之石之跡ニ小人目付兩人相立可申候事、

一 作事方役人ハ見賦いつかたニ成共相立可申候事、

一 斎藤安右衛門・小野権吉ハ中途ハ如何様とも播前ニテハ石之跡ニ

鎧を為持參可然事、

一 石方奉行同前之事、

一 石方小奉行・作事目付などハけく成次第可然候事、

一 徒目付も同前之事、

一 跡より川嶋源右衛門(行家)・齋藤伊右衛門(武志)罷越、其跡二目付可然候、彦左衛門少八間有宜く方まし可申候事、

小野 権吉  
齋藤 安右衛門  
本沢 勘右衛門

内之者

齋藤 伊右衛門  
高平 彦兵衛  
川嶋 源右衛門

内之者

(三一八) 伊達綱村書状(折紙)

(包紙)  
「(墨引)  
伊達兵庫殿」

今日登 城不存寄、御座之間<sup>之</sup>被 召出、段々 御懇之 上意之上、御手自御腰物拜領、冥加三叶、難有仕合候、仍使者差下候、謹言、  
七月十二日  
(伊達綱村)  
伊達兵庫殿

(三一九) 伊達綱村書状(折紙)

(包紙)  
「伊(墨引)」  
御堂御普請御成就、昨廿四日 正遷座恐悦之至候、仍使者差下候、謹言、  
五月廿五日  
(伊達綱村)  
伊達兵庫殿

(三二〇) 伊達綱村書状(折紙)

(袖追書)  
尚々安芸殿無事ニ被勤候間、可被心安候也、  
去六日十日 御宮御堂御修復、御取付両度共天氣迄好、御首尾能候

て恐悦之事候、仍為佳儀被差越使者候、珍重候、謹言、

七月廿七日

(伊達綱村  
花押)

伊達兵庫殿

(三二一) 伊達綱村書状 (折紙)

其御地御見分、十二日迄三相濟、御見分之衆、十四日御発足之由、被申越候、大慶此事候、貴方無恙被勤、珍重候、何もえも可被申伝候、謹言、

五月十五日

(伊達綱村  
花押)

伊達安芸殿

(三二二) 伊達綱村書状 (折紙)

去月廿八日駒井半右衛門殿・神保新五左衛門殿、梶四郎兵衛殿 御宮へ御出、木原内匠も被出 御本社、御内陣御見分候、其節貴方并遠山帯刀・和田織部(正長)・但木主馬罷出(重信)、可然由三左衛門殿被仰聞、二王門前迄被罷出候、御見分初(義徳)候処、諸事手支も無之、首尾能相濟、御大慶之旨、柴田三左衛門殿被仰聞候由、一段之事候、依之大條監物(宗道)方迄、紙面之趣令一覽、弥以諸事可被入念候、何もえも可被申伝候、謹言、

五月朔日

(伊達綱村  
花押)

伊達安芸殿

(三二三) 伊達綱村書状 (折紙)

御宮御普請御成就、昨廿五日御安鎮、正遷宮、今日御供養奥院、正遷座迄御首尾能相濟、恐悦之至候、仍使者差下候、謹言、

六月廿六日

(伊達綱村  
花押)

伊達兵庫殿

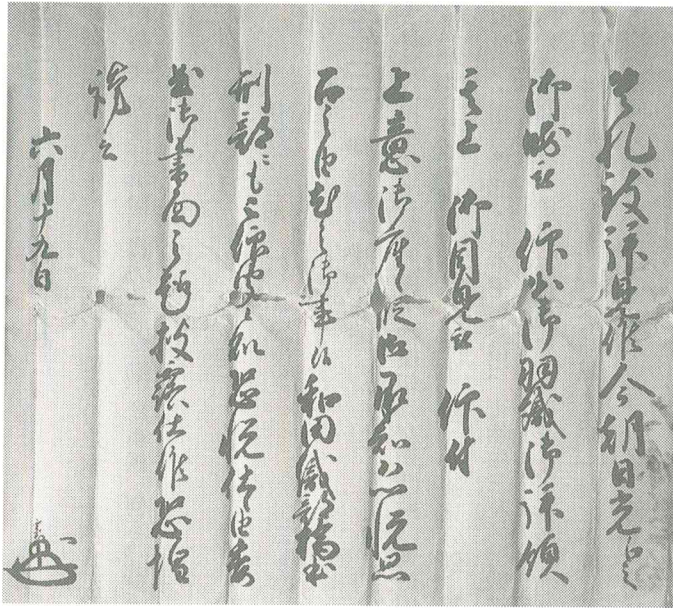
(三二四) 伊達綱村書状 (折紙)

日光 御宮・御堂御材木、乙女え之出船始、今日可仕由、一昨日中川喜左衛門殿・諏訪五郎左衛門殿御指図にて今朝辰刻首尾好出船候、追付其御地へ可令着候、依之井伊掃部頭殿并柴田三左衛門殿・大嶋(折紙見返)雲四郎殿へ、以飛札申達候、添奉行主馬始役人等へ可被伝候、謹言、

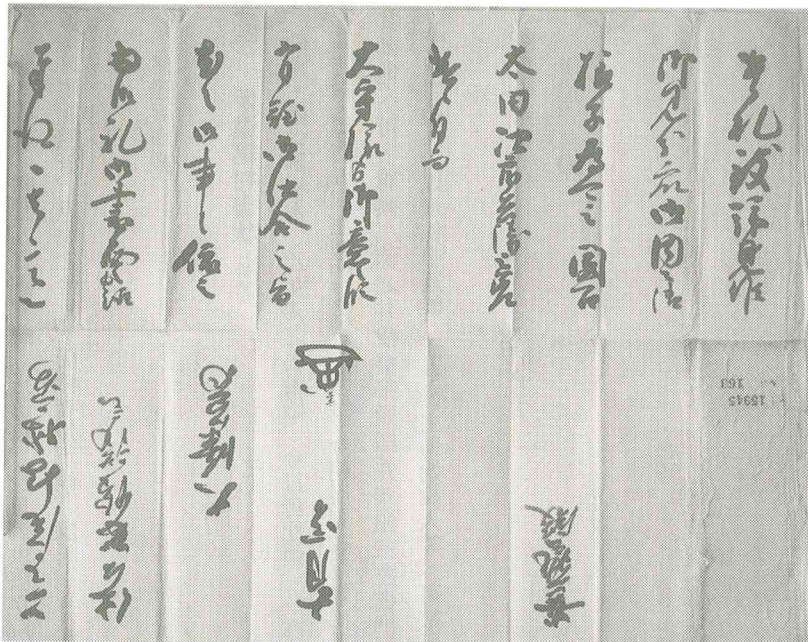
四月十六日

(伊達綱村  
花押)

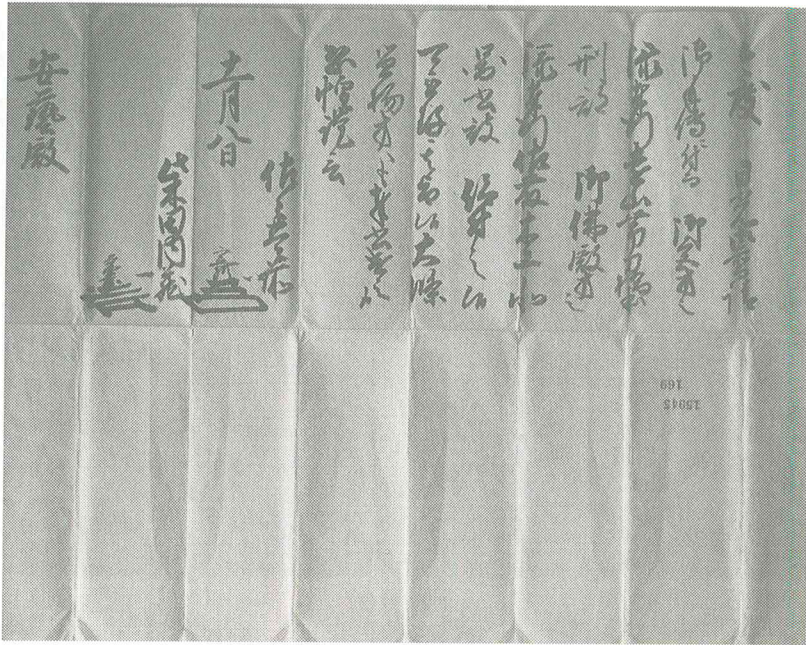
伊達安芸殿



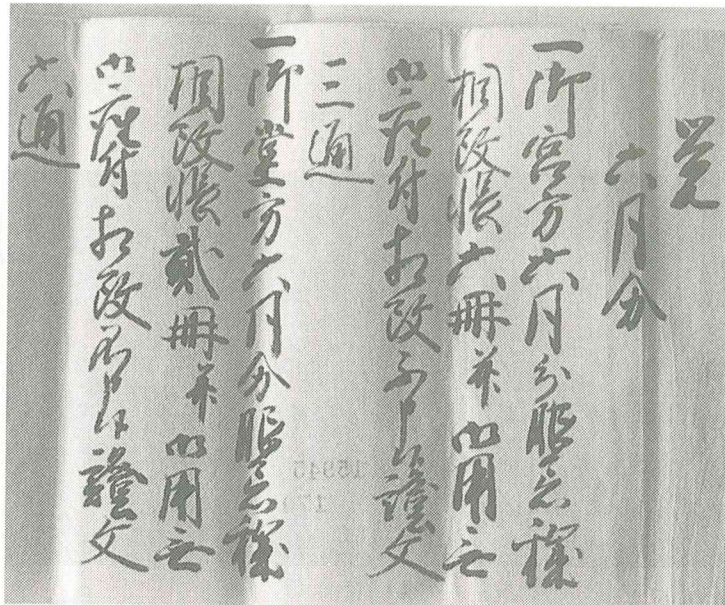
283 大條宗道書状



285 大條宗道書状



291 佐々定隆・柴田宗意書状



292 覚(1)

七月分  
 一所宮方七月分服忌様  
 相改帳九冊并所用之  
 心在付打改局以證文  
 去之通  
 一所堂方七月分服忌様  
 相改帳九冊并所用之  
 心在付打改局以證文  
 去之通  
 右之通五月之服忌様  
 相改帳九冊并所用之  
 心在付打改局以證文  
 去之通

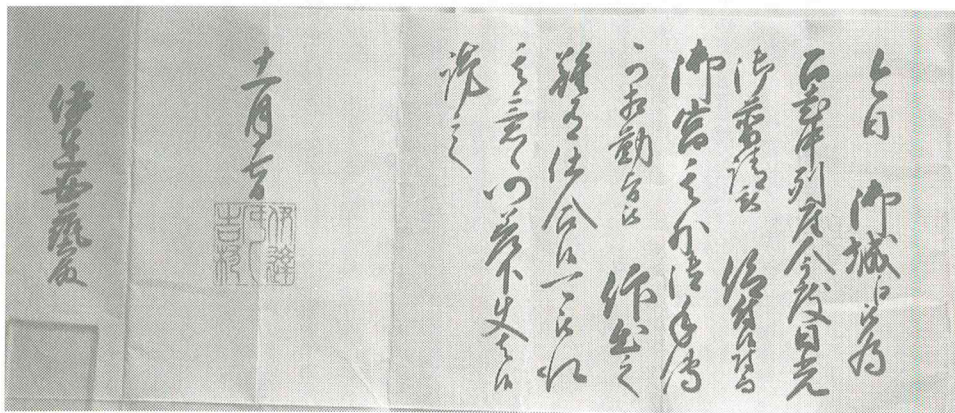
292 寛(2)

之儀或年  
 九月廿一日  
 本打卷  
 成市長集  
 言平長集  
 白河才集  
 白河才集  
 白河才集  
 安後殿

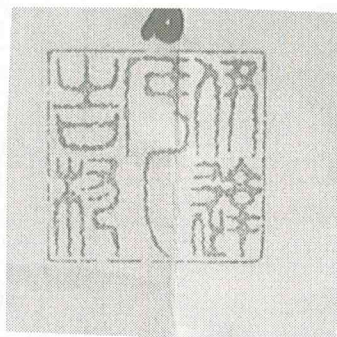
292 寛(3)



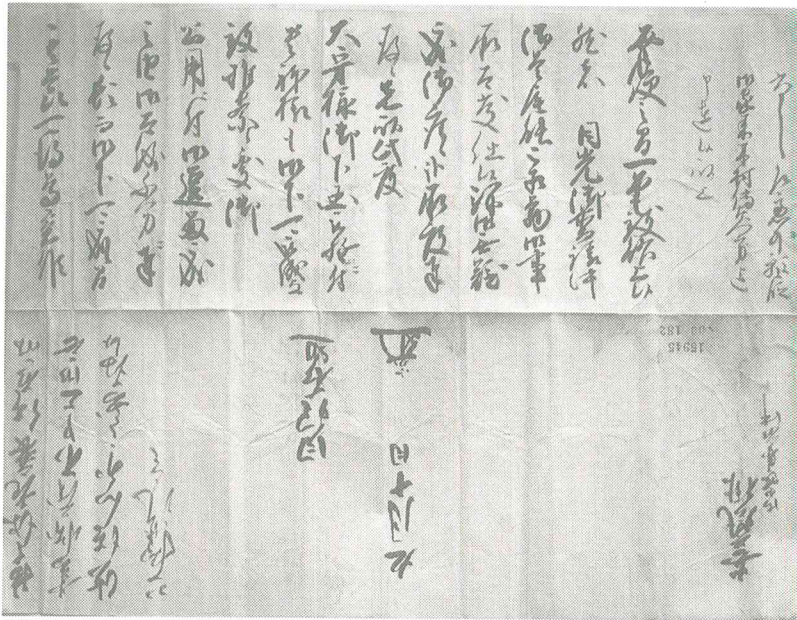




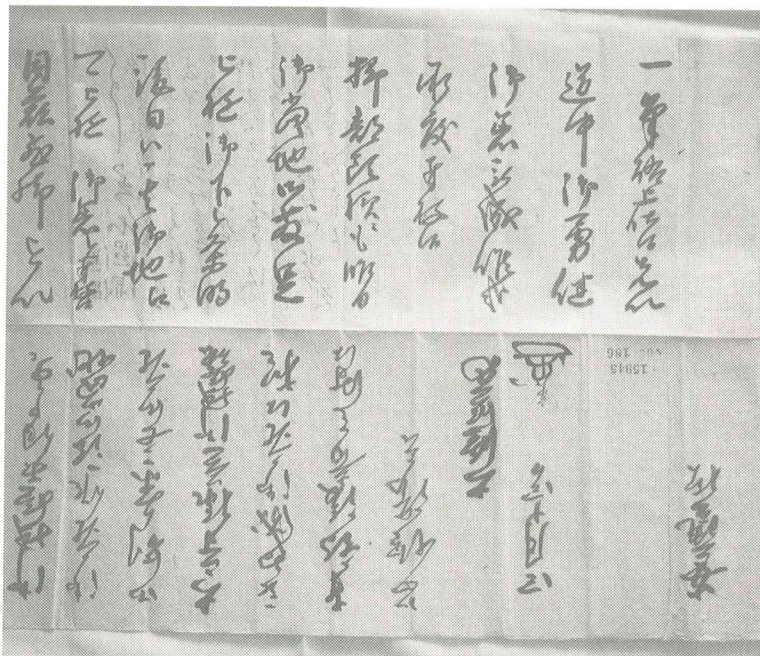
302 伊達吉村書状



302 伊達吉村朱印

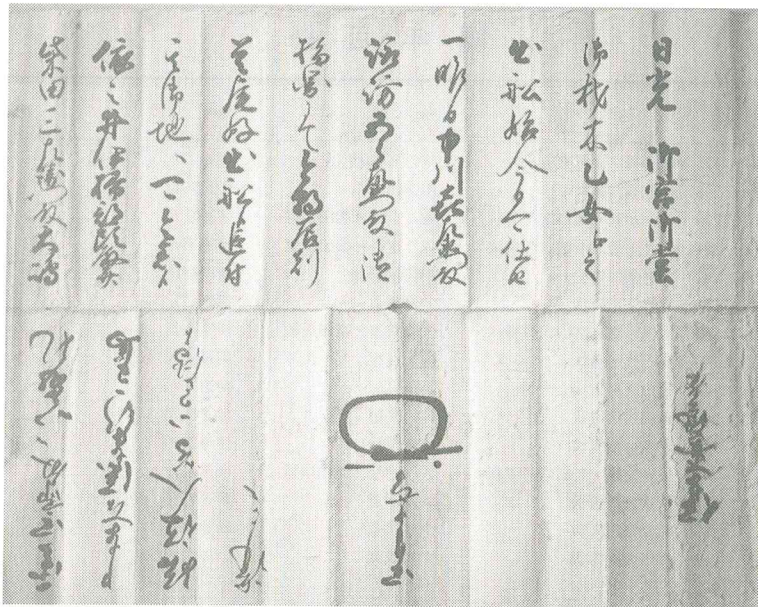


305 互理宗広書状



309 大條宗道書状





324 伊達綱村書状

## 編 年 目 録

年	月	日	文書番号	文 書 名	発 給 者	宛 所	典 拠
貞享2	2	7	175	籠谷孫右衛門某書状	籠谷孫右衛門某	伊達宗元	
元禄1	11	4	293	伊達綱村書状	伊達綱村	伊達宗元	
		7	236	佐々定隆・柴田宗意書状	佐々定隆・柴田宗意	伊達宗元	
		8	291	佐々定隆・柴田宗意書状	佐々定隆・柴田宗意	伊達宗元	
		9	131	中村景信書状	中村景信	柴田宗意?	
		13	165	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		21	263	大條宗道・富田氏政書状	大條宗道・富田氏政	伊達宗元	
		23	145	遠山良房書状	遠山良房	伊達宗元	
		23	146	遠山良房書状	遠山良房	伊達宗元	
		23	205	遠山良房書状	遠山良房	伊達宗元	
		28	144	本多信治書状	本多信治	伊達宗元	
	12	6	248	佐々定隆・柴田宗意書状	佐々定隆・柴田宗意	伊達宗元	
		7	211	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		8	169	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		11	182	中川成慶書状	中川成慶	伊達宗元	
		14	164	御留ノ写			
		19	251	口上覚	伊達宗元		
		28	159	覚			
		28	312	伊達宗元書状	伊達宗元	山口信隆	
		28	313	伊達宗元書状	伊達宗元	小野善助	
			314	伊達宗元口上控			312・313 と一紙
	2	① 11	308	佐々定隆書状	佐々定隆	伊達宗元	
		12	167	某書状			
		14	228	日光普請役人覚			
		20	276	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
	2	2	195	坊中條目			
		2	200	覚			
		9	267	井伊直該書状	井伊直該	伊達綱村	
		16	194	条々		伊達綱村	
		19	280	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		24	210	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		30	250	日光普請起請文	大條宗道・伊達宗元	柴田宗意・佐々定隆・ 富田老岐	
	3	4	124	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		9	178	永井甚左衛門書状	永井甚左衛門	伊達宗元	
		10	244	口上之覚			
		12	278	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		14	191	覚			
		14	202	覚			
		14	208	覚			
		14	253	覚			
		20	316	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		29	147	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		47	239	橋本知信書状	橋本知信	伊達宗元	
		14	309	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
			310	某追書			309号の紙背
		16	324	伊達綱村書状	伊達綱村	伊達宗元	
		17	204	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		17	216	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	

年	月	日	文書 番号	文 書 名	発 給 者	宛 所	典 拠
		22	258	覚	戒善院	伊達綱村	
		22	260	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		23	127	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		23	246	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		24	224	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		28	272	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		29	125	服忌穢改証文	伊達宗元	柴田勝門・中川成慶・ 大島義高・諏訪盛條	
		29	166	服忌穢改証文	大條宗道・伊達宗元	柴田勝門・中川成慶・ 大島義高・諏訪盛條	
		29	215	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
5		1	262	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		1	322	伊達綱村書状	伊達綱村	伊達宗元	
		1	219				2.5.1以降か
		2	269	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		3	232	田中親長書状	田中親長	伊達宗元	
		4	256	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		4	285	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		8	311	佐藤素信書状	佐藤素信	伊達宗元	
		9	233	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		9	243	覚			
		9	294	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		11	170	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		12	161	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		13	284	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		14	143	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		15	321	伊達綱村書状	伊達綱村	伊達宗元	
		17	279	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		28	227	山口信孝書状	山口信孝	伊達宗元	
		この月	295	日光御用人數書立			
6		6	257	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		7	160	佐藤素信書状	佐藤素信	伊達宗元	
		7	281	佐藤素信書状	佐藤素信	伊達宗元	
		11	179	宮脇平太左衛門書状	宮脇平太左衛門	伊達宗元	
		14	152	和田貞長書状	和田貞長	伊達宗元	
		19	283	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		21	139	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		26	271	柴田宗意書状	柴田宗意	伊達宗元	
		26	323	伊達綱村書状	伊達綱村	伊達宗元	
		29	151	覚			
		日	192	条々			
		日	199	条々			
7		1	235	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		2	156	覚			
		6	141	遠山良房書状	遠山良房	伊達宗元	
		7	282	伊達宗元カ書状	伊達宗元カ	佐々定隆・富田豊後 大條宗道	
		11	133	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		11	240	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		11	136	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		17	149	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		23	231	西大條重義書状	西大條重義	木村伝衛門	

年	月	日	文書番号	文書名	発給者	宛所	典拠	
			26	221	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
			26	268	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
			27	320	伊達綱村書状	伊達綱村	伊達村元	
			29	230	佐藤素信書状	佐藤素信書状	伊達宗元	
		晦	296	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元		
8	3		266	内山由茂書状	内山由茂	伊達宗元		
			5	134	清水弥次兵衛勝□書状	清水弥次兵衛勝□	伊達宗元	
			5	135	中地実興書状中地実興	伊達宗元		
			5	158	大條頼常書状大條頼常	伊達宗元		
			5	168	大河内顕実・西大條重義書状	大河内顕実・西大條重義	伊達宗元	
			5	213	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
			6	142	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
			6	226	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		この月	198	御堂方役船請取証文	大條宗道・伊達宗元	設楽喜兵衛・赤坂孫七郎 川井甚五兵衛		
		この月	201	御宮方役船請取証文	大條宗道・伊達宗元	設楽喜兵衛・赤坂孫七郎 川井甚五兵衛		
		9	21	292	覚	大條頼常・木村可辰 武市通尚・高平常親 白河朝次・大河内顕実 西大條重義	伊達宗元	
10	4		270	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元		
			27	259	佐藤信静書状	佐藤信静	伊達宗元	
11	1		217	覚				
			3	212	日光普請人数覚			
			5	237	実名・歳書出	伊達宗元		
			25	140	山口信隆書状	山口信隆	伊達宗元	
				128	覚	伊達宗元		
				138	覚			
				154	覚			
				155	覚			
				214	日光普請役人覚			
				247	覚			
				261	覚			
3	1		25	223	口上之覚	長沼玄蕃	阿部正武	
			2	16	242	内山由茂書状	内山由茂	伊達宗元
			日	196	日光条目	大條宗道・柴田宗意		
			3	12	197	覚		
				17	148	中川成慶書状	中川成慶	伊達宗元
			4	19	254	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元
				21	249	坂元勘之丞書状	坂元勘之丞	木村伊右衛門
			5	3	245	佐藤素信書状	佐藤素信	伊達宗元
				21	273	北茲清覚	北茲清	
				25	319	伊達綱村書状	伊達綱村	伊達村元
			6	12	207	日光普請人数積		
			日	193	定書			
			7	1	190	某書状		
				12	318	伊達綱村書状	伊達綱村	伊達村元
				21	241	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元
				28	153	但木重信書状	但木重信	
			晦	220	某書状			
8	3		163	大條宗道等連署書状	遠山良房・佐々定隆 津田春康・大條宗道	伊達宗元		



年	月	日	文書 番号	文 書 名	発 給 者	宛 所	典 拠
	9	10	305	亙理宗広書状	伊達宗元		
		30	290	日光普請払控			
	10	22	157	但木重信書状	但木重信	大條宗道・遠藤帯刀	
		22	289	覚			
		22	298	御宮方・御仏殿方小牒目録	小嶋重章・岡本信立		
	11	11	222	富塚重長書状	富塚重長	伊達宗元	
			252	覚			
	4	6	299	伊達宗元願書	伊達宗元	大條宗道・津田春康 佐々定隆・遠山良房	
	5	11	6	遠山良房書状	遠山良房	伊達宗元	
	5	11	23	遠山良房書状	遠山良房	伊達宗元	
		5	12	御宮方・御仏殿方一紙目録			
正徳 1	11	21	301	包紙			
	5	3	13	伊達宗元拝借金控			